

議案第 52 号

石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例の一部を改正する条例

石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例（令和 7 年石垣市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（報酬及び費用弁償）

第 9 条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 70 号）の規定にかかわらず、別表に定めるところによる。

2 費用弁償は、石垣市職員の旅費に関する条例（昭和 57 年石垣市条例第 18 号）第 10 条第 2 号に規定する 2 等級職員の例による。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 9 条関係）

区 分	報酬基準		備 考
	単 位	単 価	
弁護士	時 給	22,000 円	
その他の委員	時 給	16,500 円	
遠隔地加算（報酬）	1 回	備考のとおり	市外に居住する委員が委員会等へ出席する場合に限り支給する。

備考

- 1 報酬は、委員会等への出席、報告書等の作成に要した時間（以下「職務時間」という。）に応じて支払うものとする。この場合において、職務時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。
- 2 市内に居住する委員については、委員会等への往復に要する時間を職務時間に含むものとし、遠隔地加算（報酬）は支給しない。
- 3 市外に居住する委員の報酬の額は、第 1 項の規定により算定した職務時間に係る報酬の額に、遠隔地加算（報酬）として、往復の移動時間の区分に応じ次の各号に定める額を加算した合計額とする。この場合において、その算定の基礎となる移動時間は通常の経路

及び方法により算出するものとする。

- (1) 往復の移動時間が2時間未満の場合 20,000円
- (2) 往復の移動時間が2時間以上の場合 40,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会の開催に当たり、委員の報酬及び費用弁償を見直す必要があるため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例（令和7年石垣市条例第20号）の新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p><u>（報酬及び費用弁償）</u></p> <p><u>第9条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1）報酬</u></p> <p>ア 弁護士 日額 20,000 円</p> <p>イ その他の委員 日額 15,000 円</p> <p><u>（2）費用弁償</u> 石垣市職員の旅費に関する条例（昭和57年石垣市条例第18号）第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。</p>	<p><u>（報酬及び費用弁償）</u></p> <p><u>第9条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の規定にかかわらず、別表に定めるところによる。</p> <p>2 費用弁償は、石垣市職員の旅費に関する条例（昭和57年石垣市条例第18号）第10条第2号に規定する2等級職員の例による。</p>																		
	<p><u>別表（第9条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 746 2067 1145"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">報酬基準</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士</td> <td>時 給</td> <td>22,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>時 給</td> <td>16,500 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠隔地加算（報酬）</td> <td>1 回</td> <td>備考のとおり</td> <td>市外に居住する委員が委員会等に出席する場合に限り支給する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 報酬は、委員会等への出席、報告書等の作成に要した時間（以下「職務時間」という。）に応じて支払うものとする。この場合において、職務時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。</p> <p>2 市内に居住する委員については、委員会等への往復に要する時間を職務時間に含むものとし、遠隔地加算（報酬）は支給しない。</p> <p>3 市外に居住する委員の報酬の額は、第1項の規定により算定した職務時</p>	区 分	報酬基準		備 考	単 位	単 価	弁護士	時 給	22,000 円		その他の委員	時 給	16,500 円		遠隔地加算（報酬）	1 回	備考のとおり	市外に居住する委員が委員会等に出席する場合に限り支給する。
区 分	報酬基準		備 考																
	単 位	単 価																	
弁護士	時 給	22,000 円																	
その他の委員	時 給	16,500 円																	
遠隔地加算（報酬）	1 回	備考のとおり	市外に居住する委員が委員会等に出席する場合に限り支給する。																

間に係る報酬の額に、遠隔地加算（報酬）として、往復の移動時間の区分に応じ次の各号に定める額を加算した合計額とする。この場合において、その算定の基礎となる移動時間は通常の経路及び方法により算出するものとする。

(1) 往復の移動時間が2時間未満の場合 20,000円

(2) 往復の移動時間が2時間以上の場合 40,000円